1 感染症による出席停止

学生が、学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症(次表)に罹患した場合、大学は、学校保健安全法第 19 条の規定に基づき、当該学生を出席停止とする。

種類	病 名
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ
	病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロ
	ナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体
	がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥イン
	フルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第3項第6
	号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。)、感染症の予防及び感染症の患者に対する
	医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、
	指定感染症及び新感染症
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺
	炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、 <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイ</u>
	ルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、
	人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限
	<u>る。)</u> 、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜
	炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

2 出席停止の期間

出席停止とする期間は、学校保健安全法施行規則第19条に規定する期間(次表)を基準とする。

種類	出席停止の期間
第1種	第1種の感染症に罹患した者については、治癒するまで。
第2種	第2種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)に罹患した者については、次の
	期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたとき
	は、この限りでない。
	イ インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)
	にあっては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
	ロ 百日咳にあっては、特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤によ
	る治療が終了するまで。
	ハ 麻しんにあっては、解熱した後3日を経過するまで。
	二 流行性耳下腺炎にあっては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経
	過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	ホ 風しんにあっては、発しんが消失するまで。
	へ 水痘にあっては、すべての発しんが痂皮化するまで。
	ト 咽頭結膜熱にあっては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	<u>チ 新型コロナウイルス感染症にあっては、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快</u>
	<u>した後1日を経過するまで。</u>
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症に罹患した者については、病状により学校
	医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

3 大学への連絡

学生は、1の感染症に罹患した場合、速やかに大学にその旨を連絡する。 大学は、この連絡を受けたときは、当該学生を出席停止とし、その旨を本人に伝える。

4 授業等の取扱い

学生が出席停止となった期間の授業及び試験については、担当教員の判断により、次のとおり弾力的な取扱いを行い、学生の不利益にならないよう配慮する。

- (1)授業の場合 出席停止期間中の授業を出席時間数に加算、レポート等の課題、代替授業の実施、遠隔授業による授業への参加 など
- (2)試験の場合 追試験(出席停止期間後、大学に追試験願及び医師の診断書を提出すること)、 実験、実習、論文、レポート等による評価 など